## Japan tax alert

EY税理士法人

# NAFTAに代わる 新貿易協定 USMCA

#### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

### エグゼクティブサマリー

2018年10月1日、トランプ米大統領は、米国・メキシコ・カナダ間の北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement、以下「NAFTA」)の条件を改訂することにつき、カナダと予備的合意に達したと発表しました $^1$ 。当該合意は、13カ月間に及ぶ合計7回のNAFTA再交渉会合を経て成立したものであり、米国がメキシコとの大筋合意を発表 $^2$ してから約30日遅れて発表されました。

米国通商代表部 (United States Trade Representative、以下「USTR」)は同日、新協定「米国・メキシコ・カナダ協定 (United States - Mexico - Canada Agreement、以下「USMCA」)」案の全文を公表し $^3$ 、新協定交渉の目的として掲げられていたNAFTAの近代化をどのように実現するのか、その具体的な内容を示しました。NAFTAからの大きな変更内容としては、農産品、自動車・自動車部品、繊維製品の貿易に係る規定のほか、略式輸入手続きの対象となる小口(デミニマス)貨物の基準値の引上げ、バイオ医薬品に係るデータ保護の強化、その他下記に記載する規定が挙げられます $^4$ 。

今回予備的合意に至ったUSMCA案はNAFTAの22章を上回る34章から構成されており、新たに、労働、環境、汚職行為防止、規制政策等の分野が含まれています。さらに、同案には協定文本文のほか、付属文書11通とサイドレター12通が含まれています。サイドレターのうち4通には、自動車・自動車部品の輸入をめぐる米国通商拡大法に基づく調査において、米国がカナダとメキシコに配慮することが明記されています。しかし、すでに発動されているメキシコおよびカナダ産の鉄鋼・アルミに対する追加関税に関する同様の合意・規定はありません。



今後、この予備的合意は3カ国すべてによって批准される必要がありますが、批准される可能性は高いと思われます。協定案の公表を受け、企業は今、自社への影響を分析し、新協定を有効活用するために必要となる対応を見極めることが重要となります。

### 詳細

### USMCAの主要な規定

### 原産地規則(第4章)

USMCAでは、自動車・自動車部品が特恵関税の適用を受けるための条件が大幅に変更されます。具体的には、自動車に係る域内原産割合(regional value content、以下「RVC」)の基準値が現在の62.5%から75%まで引き上げられます<sup>6</sup>。RVCの要件は、対象となる車または部品の種類によって異なります<sup>7</sup>。関税番号変更基準はUSMCA案においても特定の製品を対象に採用されていますが、トレーシングリストは廃止されています<sup>8</sup>。また、USMCAでは、自動車の生産工程の一定割合(段階的に40%まで引上げ)が時給16米ドル以上の労働者によって行われることを必要とする労働価値割合に関する基準が新たに設けられています<sup>9</sup>。なお、さらに完成車の生産者は、特恵関税の適用を受けるためには鉄鋼・アルミの70%を北米域内で調達する必要があります<sup>10</sup>。

また自動車以外でも、化学製品、鉄鋼製品、ガラス、光ファイバー等の工業製品の原産地規則がUSMCAでは、より厳しくなっております。また、繊維・アパレル製品についても、NAFTAには北米原産ではない特定の材料の使用を認める規定がありましたが、USMCAにおいては北米原産ではない材料の使用が制限されています。USMCAにおいて繊維・アパレル製品が特恵関税の適用を受けるには、当該製品に含まれる特定の原材料(縫糸、ポケット裏地、ゴムバンド、被覆布等)も北米で生産されることが要求されます。例えば、ブラウスがメキシコで製造される場合、これらの原材料もカナダ・メキシコ・米国のいずれかの国の原産品でなければ特恵関税の適用は受けらないことになります。

### 農産品の貿易・市場アクセス(第3章)

USMCA案では、カナダは、米国が輸出する乳製品、家禽肉(七面鳥・鶏)および卵に対して市場アクセスを限定的に認めることに合意しています。同様に米国も、カナダが輸出する乳製品、ピーナッツ・ピーナッツ製品、および砂糖・砂糖製品に対して市場アクセスを限定的に認めることに合意しています。両国は、双方の譲歩を推進すべく、新たな関税割当制度を導入する予定です。さらに、カナダは牛乳の価格に関する自国の特別な分類制度を設けていますが、そのクラス6と7を廃止するとともに、

自国のスキムミルクの過剰生産が外部市場に及ぼす影響を限定するための措置(輸出課徴金制度の導入等)を講じることに合意しました。

### その他の重要な規定

USMCAには、上記以外にも次の重要な規定が含まれています。

- ▶ 原産地規則の証明と検認手続きの合理化
  - ▶ 物品の輸出者、生産者および輸入者による原産地証明 が認められる
- ▶ 原産品に対する関税撤廃の維持、輸出関税やその他の課徴金の禁止、通関手数料の免除
- ▶ 輸入・輸出ライセンス手続きの透明化
- カナダおよびメキシコで僅少の(デミニマス)貨物の非課税 基準値の引上げ(第7章)
  - ▶ メキシコは、50米ドル以下の輸入品に係る関税と内国税の免除制度を維持しつつ、新たに100米ドル以下の輸入品に係る関税を免除。また、100米ドル以下の貨物に係る通関手続は最小限とする
  - カナダは、150カナダドル以下の輸入品に係る関税を免除し、40カナダドル以下の輸入品に係る連邦輸入税(例:輸入時に課せられるGST)を免除(従来は20カナダドル以下)。ただし、B2Cの輸入取引に適用される州税は、今回の交渉の対象外。150カナダドル以下の貨物は、簡易通関手続きの条件を満たす限りにおいて、通関手続は最小限とする
- ▶ 関税の繰延および関税払戻制度の利用を制限するNAFTA 第303条は、USMCAの第2章に組み込まれている
- ▶ 第20章には、バイオ医薬品のデータ保護期間を10年間とし、幅広い製品を保護対象に
- ► NAFTA第19章の紛争解決規定もUSMCAに組み込まれて いる
- ► メキシコおよびカナダに係る通商拡大法第232条の救済 措置
  - 米国が1962年通商拡大法第232条(以下「第232条」) に基づき自動車・自動車部品の輸入に追加関税を課した場合、メキシコおよびカナダに対する次の救済措置を2通のサイドレターで合意
    - カナダからの乗用車の輸入260万台まで、およびメキシコからの乗用車の輸入260万台までを追加関税の対象外とする

- カナダおよびメキシコから輸入された軽トラックを追 加関税の対象外とする
- ▶ カナダからの自動車部品の輸入320億米ドル相当ま で、およびメキシコからの自動車部品の輸入1,080 億米ドル相当まで追加関税の対象外とする
- 米国が第232条に基づいて追加関税を課した場合、メキ シコとカナダとの協議を行うことを、2つのサイドレター で合意
  - ▶ 米国は、第232条に基づく追加関税を課した場合、協 議のため、その賦課日から60日間追加関税の適用を 猶予しなければならない
  - ▶ メキシコ・カナダは、同等の商業的効果を持つ対抗措 置を講じる権利(第232条の措置についてWTOに異 議を申し立てる権利を含む)を有する
- なお、米国が第232条に基づき現在すでにカナダおよび メキシコ原産の鉄鋼・アルミ製品に課している追加関税 については、USMCAにおいて一切言及されていない
- 現行の文化機関を対象とするNAFTAの例外規定は、 USMCAにおいても維持される
- 新協定の発効、終了、更新および離脱については、第34章 に次のとおり規定されている
  - ▶ 当該協定は、最後の国が協定施行のために必要となる 国内手続が完了したことを通知してから3カ月目の1日 に発効する
  - ▶ 当該協定は、全参加国が16年間の延長に合意した場合 を除き、発効から16年後に自動的に終了する
  - ▶ 協定の改定の要否につき、6年ごとに見直しを行う
  - 参加国は、6カ月前までに書面で通知することにより、当 該協定から離脱することができる。いずれかの国が離脱 した場合、当該協定は残りの国について効力を維持する

### 今後予想される展開

USMCAが発効されるには、米国およびメキシコの大統領なら びにカナダの首相による署名の後、3カ国すべての議会によっ て批准されなければなりません。

米国では、貿易促進権限(Trade Promotion Authority、以下 「TPA」)法の下、大統領は貿易協定への署名の90日前までに 議会へ通達し、署名の60日前までに協定文を議会に開示しな ければなりません。トランプ大統領は必要とされる議会への通 達を9月1日に行っており、先日の条文案開示により2番目の要 件を満たしています。

米大統領は貿易協定を交渉する権限を有しますが、交渉され た貿易協定を施行する権限は議会のみが有します11。したがっ て、大統領が協定に署名した後、議会承認のため協定の施行法 案を議会に提出する必要があります。施行法案の提出後、議会 は最大90日の審議を行うことができます。TPAの規定により、 議会は多数決により法案の可決・否決を行うこととなり、協定文 の修正は認められていません。USMCAの施行法案が議会で可 決されるまでの間は、NAFTAが利用可能となります。最終的な 議会の決議は、今年中と予想されます。

メキシコおよびカナダにおいても同様の手続きが必要となり ます。メキシコでは、USMCAの審議・批准のため上院に提出し、 「外交通常委員会(Foreign Relations Ordinary Commission)」による修正を受けなければなりません。協定の 批准のためには、上院(定数128)の3分の2が賛成票を投じな ければなりません。ペニャ・ニエト大統領はUSMCAを政権の優 先課題として掲げていたところ、米国·メキシコ間の条件合意の 通知は2018年8月27日に行われたことにより、2018年12月 1日の退任までに、ペニャ・ニエト大統領によるUSMCAへの署 名を実現できる見込みとなります12。

カナダでは、USMCA施行法案が議会へ提出された後、小委員 会による討議と報告に基づいた議会の全面審議の上、下院と 上院の両院で可決されなければなりません。この手続きは数力 月を要するものと思われます<sup>13</sup>。その後、必要に応じて追加法 案が起草・可決されなければなりません。ただし、追加法案の大 部分は、既存のNAFTAまたはCUSFTA(カナダ・米国自由貿易 協定)法の下にすでに存在しているものと思われます。

上記のとおり、USMCAは三カ国すべての大統領と首相に よって署名され、それぞれの国の議会によって批准された上 で、最後の国による手続完了の通達日の3カ月後に発効する予 定です。したがって、発効に至る批准手続きは、2019年に持ち 越される可能性が高いと思われます。

### 企業に求められる対応

USMCAの条文が公表されたことで、企業は協定の改定が自社 の業務に及ぼす影響の分析が可能となりました。自動車、繊維 およびその他の業界においては、原産地規則の変更により、特 恵関税の適用要件を満たすことがより困難になるでしょう。他 方、電子商取引における小売業者・消費者や、知的財産権の保 有者(医薬品製造業者等)は、今回の改定により恩恵を受けられ る可能性が高いと思われます。

したがって、企業はNAFTAの利用状況(関税節減額等)を詳細 に確認した上で、USMCA下で予想される関税節減額等と比較 してみることをお勧めします。通関データを活用することによ り、USMCA導入による影響を確認することができます。特に、 各製品が現行のRVC要件をどのように満たしているかを理解し た上で、USMCA導入後も原産品として特恵関税の適用を受け続けるために必要となる調達先の変更やその他の対応を検討するべきです。また、RVCの引上げ、関税番号基準の対象からの除外、自動車業界においてはトレーシング要件の廃止等の影響を受ける製品を取り扱っている場合は、原産品として認定されるための基準や特別な手法を詳細に検討する価値があります。例えば、NAFTAで厳しい原産地規則が設けられていた業界では、自己生産(中間)材料に関する特別なルールの適用は原産地規則を充足するのに極めて効果的でした。

USMCAを効果的に利用するために、次のアクションが必要となります。

- ▶ カナダ・メキシコ・米国の関連するデータを集約する
- ▶ 以下を考慮して、北米で製造される自社の特に重要な製品を特定する
  - 通関データ(カテゴリー、金額および最大関税削減額の 見極め)
  - ▶ 販売データ(最大数量、価額および販売予測の見極め)
  - ▶ 現時点で特恵措置の対象ではない製品
  - 部品表(例えば、貿易特恵措置に係る適格性を判断する ために必要とされる製品固有データ)

- ▶ 現在適用されている原産地規則<sup>14</sup>を特定し、現行の規則を どのように満たしているか、およびそれがUSMCA案の下で どのように変わるか<sup>15</sup>を確認する
- ► USMCA導入の影響額を(製品別に)確認し、解決策を検討する
  - ► より厳しい関税番号変更または引き上げられたRVC要件を遵守するために、非原産材料を原産品に置き換える必要があるか
  - ▶ 現行のRVCルールをどの程度達成しているか
  - ▶ 原産地規則を満たすために、自己生産(中間)材料に関する特別なルール等を利用する必要があるか
- ▶ 国内の関税当局による自由貿易協定監査等の執行強化に 備える
- カナダへの輸入取引を再確認し、連邦と州の税制に関する 課税輸入区分を見直すとともに、カナダにおける事業登録 に付随する要件(新たな小口(デミニマス)基準値ルールの 下における、現在保有している登録の陳腐化を含む)を確定 する
- ► 米国の第232条に基づく追加関税、およびカナダとメキシコの報復関税・付加税の影響を引き続き監視し、係る関税・付加税の還付や免除(適用される場合)を活用する

### 巻末注

- 1. 2018年10月1日、ホワイトハウス・ファクトシート「President Donald J. Trump Secures A Modern, Rebalanced Trade Agreement with Canada and Mexico」: https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trump-secures-modern-rebalanced-trade-agreement-canadamexico/
- 2. 2018年8月27日、米国通商代表部(USTR)プレスリリース「Strengthening NAFTA for Agriculture」、「Modernizing NAFTA to be a 21st Century Trade Agreement」、および「Rebalancing NAFTA to Support Manufacturing」:https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018
- 3. USMCA条文: https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/united-states-mexico
- 4. 2018年10月1日、USTR米国·メキシコ·カナダ貿易ファクトシート: https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets
- 5. 米国·メキシコ·カナダ協定条文:カナダ232サイドレター、米国·メキシコ232サイドレター、米国·カナダ232プロセス・サイドレター、および米国·メキシコ232プロセス・サイドレター。
- 6. USMCA第4章。
- 7. 例えば、小型車両には75%のRVC、大型車両には70%のRVCが要求される。一方、自動車部品に係るRVCは、当該部品が「中核的(core)」、「重要(principal)」または「補完的(complimentary)」のいずれとみなされるかに応じて65~75%が要求される。
- 8. 原産地認定の目的において、トレーシング規定は、特定の構成要素をその原産国と関わりなく原産品とみなすことを認める。
- 9. 労働価値割合の具体的な計算では、製造コスト、テクノロジーおよび組立費用を考慮する。
- 10. 最終製品メーカーは、アルミ・鉄鋼の年間調達のうち70%を米国・メキシコ・カナダから調達しなければならない。
- 11. TPA法は、議会における採決に先立って、国際貿易委員会による当該協定の評価、当該協定の規定を遵守するために必要となる法律改正の説明、および当該協定の最終的な条文の議会への提出を含む一連の行動を要求している。
- 12. メキシコのロペス·オブラドール次期大統領は修正後の協定を支持しているが、自身の就任までに当該協定が署名されない場合は条件の再交渉を模索する可能性があると表明している。
- 13. 注意すべき問題の1つは、2018年10月1日に選出されたケベック州政府の今後の反応である。カナダは自国の乳製品市場へのアクセスに関して譲歩したため、 乳製品産業の規模の大きいケベックにおいて議論を呼んでおり、これは乳製品に関するUSMCAの交渉結果のケベックにおける導入に影響を及ぼす可能性がある。
- 14. NAFTA付属文書401に示されている。
- 15. USMCA第4章。
- 4 | Japan tax alert 2018年10月10日

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

大平 洋一 パートナー yoichi.ohira@jp.ey.com アソシエート パートナー 原岡由美 yumi.haraoka@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジン にて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がござい ます。



本ニュースレターに関するご質問·ご意見 等がございましたら、弊社の担当者又は 下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

プランド、マーケティング アンド コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリー ダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらし ます。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出してい きます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献 します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もし くは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アン ド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していませ ん。詳しくは、ey.com をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組 織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワーク を駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わ せて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しく は、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181010

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありませ ん。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負 いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

### www.eytax.jp